令和3年度決算 健全化判断比率を公表します

1 健全化判断比率とは

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められているもので、下表の4指標からなります。

これらの指標は、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し公表するとともに、政令で定める 基準値以上となった場合には、議会の議決を経て各種計画を定めなければなりません。

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
日の出町	I	_	4. 1	_
前年度比	I	_	-0. 3	_
早期健全化基準	15. 00	20. 00	25. 00	350. 0
財政再生基準	20. 00	30.00	35. 00	

^{*}実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字の場合「一」と表示 *将来負担比率はマイナスの場合「一」と表示

令和3年度決算における「健全化判断比率」については、各指標とも基準値以下にあり、健全な財政状態を示 しています。前年度と比較をすると、「実質公債費比率」は普通交付税の増額により単年度数値が0.42ポイント 改善しました。3カ年平均では0.3ポイント改善されました。

実 質 赤 字 比 率 : 一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合

連結実質赤字比率 : 公営企業などを含む全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合 用

実質公債費比率:一般会計等が負担する実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する割合

将 来 負 担 比 率 : 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合

標 準 財 政 規 模 : 通常であれば収入されると見込まれる経常的な一般財源の規模のこと

2 公営企業における資金不足比率とは

「資金不足比率」とは、公営企業の経営の健全化を図 るために設けられた指標で、公表までの手順は健全化 判断比率と同様です。

この指標も、政令で定める基準値以上となった場合 には、議会の議決を経て経営健全化計画を定めなけれ ばなりません。

令和3年度決算の「資金不足比率」は基準値以下にあ り、健全な財政状態を示しています。

	(単位:%)
	資金不足比率
下水道事業特別会計	– (–8. 91)
前年度比	_
経営健全化基準	20. 0

^{*} 資金不足額が生じていない場合「一」と表示し、 参考として黒字の比率を () 内にマイナス表示

用 資金不足比率

語解 公営企業ごとの資金不足額の、事業規模

に対する割合 説

令和3年度決算 その他財政指標

経常収支比率

令和3年度の経常収支比率は97.2%で、歳入において普通交付税、法人事業税交付金、地方消費税交付金が 増になるなどし、前年度と比較して8.3ポイント改善しました。引き続き、行政改革を推進し経常的経費の縮減 を図る一方、経常一般財源の確保に全力をあげ、経常収支比率の改善に努めてまいります。

また、ごみの埋立処分場やエコセメント化施設の設置に伴い、東京たま広域資源循環組合から毎年地域振興 費が交付されていますが、この収入は算定ルール上、経常的な収入に算入することはできません。これを加え て経常収支比率を計算した場合、82.1%になります。都内市町村における経常収支比率の平均は87.6%であり、 必ずしも高いものではないと考えております。

経常収支比率 用

語

人件費や公債費などの毎年支出しなけ ればならない経費の額が、税を中心とす る経常的な収入や臨時財政対策債の合 計に占める割合で、地方公共団体の財政 構造の弾力性を判断するための指標

今後も、単年度収支のみにとらわれることなく、計画・ 運営・管理などに十分注意を払い、将来を見据えた総合 的かつ計画性のある行財政運営に努めてまいります。

問 企画財政課 財政係 内線 314